



交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和2年6月26日
警察本部交通部
交通総合対策センター

自転車運転者講習制度の対象となる

危険行為に妨害運転が追加されます！

道路交通法施行令の改正に伴い、自転車運転者講習制度の対象となる危険行為に妨害運転が追加されます。(令和2年6月30日施行)

自転車運転者講習制度自体に変わりはありません。

対象となる危険行為に**妨害運転(交通の危険のおそれ・著しい交通の危険)**が追加され、危険行為は14行為から15行為に変わります。

自転車運転者講習とは・・・

自転車の運転に関して酒酔い運転、信号無視などの危険行為(15行為。自転車の危険行為に係る交通事故を含みます。)を3年間で2回以上した人に対して、公安委員会が自転車運転者講習の受講を義務付けるものです。

危険行為を反復
(3年以内に2回以上)

講習の受講命令

受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金

講習の受講
(3時間 受講料6,000円)

自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視 	遮断踏切入り 	指定場所一時不停止等
歩道通行時の通行方法違反 	制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 	酒酔い運転

その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 登前等通行時の歩行者の通行妨害
- 妨害運転(交通の危険のおそれ・著しい交通の危険)
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

1. 自転車運転者が危険行為を繰り返す
● 3年以内に2回以上

2. 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

3. 講習の受講
● 講習時間: 3時間
● 講習手数料: 6,000円(標準額)

4. 安全ルールを守る
● 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
● 制動装置の不具合
● 交差点での一時停止・安全確認

5. 子供はヘルメットを着用

6. 車道は左側を通行

7. 安全ルールを守る

8. 安全運転義務違反

9. 最低速度違反(高速自動車国道)

10. 高速自動車国道等駐停車違反

● 頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを着用しましょう
● 自転車を安全に使うために、定期的に点検・整備を行いましょ
● 事故に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょう

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転(交通の危険のおそれ)
他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10類型の違反。下記※欄)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 免許取消し(欠格期間2年)
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転(著しい交通の危険)
●の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消し(欠格期間3年)
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反

通行区分違反	急ブレーキ禁止違反	車間距離不保持	進路変更禁止違反	追越し違反
減光等義務違反	警告器使用制限違反	安全運転義務違反	最低速度違反(高速自動車国道)	高速自動車国道等駐停車違反

●「尾ひやり・ゆずり合い」の運転を! ●ドライブレコーダーをつけましょう!
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!